

3-4 虐待防止、権利擁護の推進

施策名	(1) 普及啓発・早期対応	(4) 成年後見制度の利用促進
	(2) 多機関協働による支援体制の構築	(5) 消費者被害の防止に向けた取組
	(3) 高齢者一時保護施設の確保	

現行施策の方針	○全国的に増加傾向にある高齢者虐待については、「予防・啓発」、「早期発見・対応」、「再発防止」の取組が重要となります。関係機関、医療・介護関係者、庁内関係部署と連携しながら、高齢者本人への支援に加え、家族等介護者の心身の負担や感情面への配慮、市民の虐待理解の促進に取り組んでいきます。 ○多摩南部成年後見センターや消費生活センターと連携しながら、高齢者の権利擁護や消費者被害への支援を継続して行っていきます。
---------	--

評価指標	実績値			目標値
	令和元年度	令和4年度	令和7年度	
身近に相談できる人や機関はない	2.2%	4.8%	3.8%	3.0%
相談先の分からない困りごとがある	-	8.6%		7.0%

3-4 虐待防止、権利擁護の推進

【現状整理】

市への相談	R5	R6	R7	地域包括支援センターへの相談	R5	R6	R7
虐待（疑い含む） リスクアセスメントシート新規受理件数	69	87	87	権利擁護	871	881	1,120
成年後見の市長申立数	18	25	11				

○虐待防止に関する出前講座を通じた普及啓発に取り組み、介護専門職向けの虐待の早期発見・早期対応に向けた研修を実施してきました。

○市内の特殊詐欺被害発生状況として、令和7年（1～12月暫定値）は被害件数61件、被害額約2億4,207万円、令和8年（1～4月暫定値）は被害件数50件、被害額約3億9,878万円となり、詐欺被害件数、被害額が多くなっています。そのため、防犯、詐欺被害の関心が高く、地域ケア会議でも複数回テーマとなっています。

○令和8年6月に成立した民法改正により、成年後見制度が見直されました。後見人、保佐人、補助人から、補助人に一本化され、当事者のニーズに応じて、必要な範囲・期間での利用が可能になります（令和10年12月までに施行される予定）。

【課題】

○防犯、詐欺被害の予防として、地域ケア会議では、「普段からの地域の繋がりが大事。残された地域の繋がりの発見、組織にとらわれない新しいつながりを大事にする」という意見が出されました。

○民法改正による成年後見制度の見直しを踏まえ、適切な周知と意思決定支援の推進、関係機関と連携した利用促進体制の構築が求められます。また、地域ケア会議では、「単身世帯等の増加で、頼れる身寄りがいない高齢者の日常生活支援や入院・入所手続き、身元保証や金銭管理などが課題。介護サービスや地域資源では対応が難しい」という意見が出されました。

各
施
策
の
現
状
整
理
・
課
題

3-4 虐待防止、権利擁護の推進

次期
施策
の方針

- 全国的に増加傾向にある高齢者虐待については、「予防・啓発」「早期発見・対応」「再発防止」の取組を推進します。関係機関等との連携や専門職向け研修・出前講座等による啓発を図るとともに、高齢者本人への支援に加え、家族等介護者への支援を行う等、地域全体で虐待を防ぐ環境づくりに取り組みます。
- 認知症高齢者等が安心して生活できるよう、関係機関と連携した高齢者の権利擁護（成年後見制度の活用等）や、特殊詐欺被害の予防を推進します。防犯や見守りにおいては、行政機関のみならず、民間事業者や地域住民も含めた、相互の気づきが大切と考え、地域におけるつながりの醸成に取り組みます。
- 令和8年6月に成立した社会福祉法の改正を踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者の日常生活支援や入院・入所手続き、身元保証や金銭管理などの支援方法について、調布市社会福祉協議会と連携し、取組を検討します。

（評価指標・第10期目標値）
身近に相談できる人や機関はない ・ 3. 0%以下

第10期計画での取組検討案

- （1）普及啓発・早期対応
 - ・ 虐待防止に関するパンフレットや出前講座等を通じて、広く市民に啓発を行い、虐待の早期発見、早期対応を市民と一体になって取り組みます。
 - ・ 家族等の養護者に対し、在宅サービスやケアラー支援を通じて介護負担の軽減を図り、虐待の未然防止につなげていきます。
 - ・ 地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員やみまもっと担当とも連携し、地域における声掛け・見守りネットワークの充実により虐待の未然防止・早期発見につなげていきます。
 - ・ 高齢者や家族等介護者と接する機会の多いケアマネジャーや介護サービス事業者等への啓発・研修等を通じ、適切なケアの提供や早期の支援・介入につなげていきます。
- （2）多機関協働による支援体制の構築
 - ・ 医療、介護、福祉の関係機関と協力し、重層的支援体制整備事業も活用しながら、本人・家族等に対する早期支援を行っていきます。

3-4 虐待防止、権利擁護の推進

- ・虐待対応については、被虐待者の安全確保を最優先に、介護サービス事業者等と連携しチームとして毅然と対応します。また、必要に応じて警察への援助依頼を行うなど、関係機関と連携し対応します。
 - ・養護者のケア疲れや自身の問題等に対し、各種ケアラー支援や公認心理師等の専門相談等を通じて支援を行っていきます。
 - ・養介護施設従事者等による虐待を防止するため、養介護施設や職能団体等とも協力し、助言・指導を行います。
- (3) 権利擁護に関する支援の整理・検討
- ・認知症、精神疾患等で判断能力が十分でない方、日常生活に不安を持つ方などが安心して生活を続けていけるよう、権利擁護の普及啓発、調布市社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業等の活用、成年後見制度等の利用など、適切な支援につなげていきます。
 - ・金銭管理等に不安を感じる前から、自ら備えるための情報発信、制度の普及啓発に努めていきます。また、身元保証や金銭管理などの支援方法や取組について検討します。
- (4) 消費者被害の防止に向けた取組
- ・高齢者の安全・安心な生活を守るため、総合防災安全課や消費生活センターと連携し、ひとりぐらしや日中独居の高齢者を狙う悪質商法等の消費者被害防止に係る広報・情報提供を行います。
 - ・日常的に高齢者に接する機会の多いケアマネジャー等の協力の下、消費者被害の特徴理解、消費者被害が疑わしい場合の対応、消費者被害に遭遇した場合の通報・クーリングオフの利用方法などについて、消費生活センターと連携してサポート・支援を行います。